

第3章

社会福祉法人 やまなし勤労者福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまなし勤労者福祉会(以下「法人」という。)の役員及び評議員の報酬及び実費弁償について定める。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表1により、実費弁償を支払う。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により、実費弁償を支払う。

(理事及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事及び評議員が、理事長の命を受けて法人の運営業務や理事長が招集した各種諮問委員会等に出席した場合は別表2により、報酬及び実費弁償を支払う。

(監事の報酬等)

第5条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により、実費弁償を支払う。

2 監事が、法人及び事業所の指導監査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人の運営業務や理事長が招集した各種諮問委員会等に出席した場合は別表2により、報酬及び実費弁償を支払う。

(苦情対応第3者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第3者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事した時は別表2により、報酬及び実費弁償を支払う。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別に定める役職員旅費規程に基づいて支給する。

(適応除外)

第8条 当法人の正職員には、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規定の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規定は、2014年10月1日より適用する。

2017年3月8日 一部改定 第4条理事及び評議員に改定及び第8条正職員に表記改定

第3章

別表 1

名称	費用弁償費
理事会	日額 2,000円
評議員会	日額 2,000円

別表 2

名称	報酬	費用弁償費
理事及び評議員	日額 3,000円	日額 2,000円
監事	日額 3,000円	日額 2,000円
苦情対応第三者委員	日額 3,000円	日額 2,000円

参考

公益法人、社会福祉法人に係る源泉所得税

公益法人や社会福祉法人などでは、源泉所得税の徴収漏れがよく見られます。税制上の優遇を受けているためか、源泉所得税の徴収義務があることに気づかないケースや源泉所得税の徴収義務がないと思っている法人も見られます。

今回は、源泉所得税の徴収漏れが発生しやすい事例について記載します。

1. 評議員、理事、監事への交通費

評議員会、理事会を開催したときに、出席した評議員や理事、監事に「交通費」を支給することがあります。この支給する交通費が、実費であれば問題はありますが、例えば、全員一律に 5,000 円とすると、源泉徴収義務が生じます。

よく見られるのが、交通費を支給したいが一人一人、交通費の伝票を書いてもらうのは手間をかけてしまうので、全員同じ額で統一している、というケースです。

このように、**実費ではなく、実費を超える金額や実費とは関係がない一定の金額で支給すると、それは報酬となります。**

そのため、報酬基準では、役員等については無報酬である旨を定めていても、このように交通費を実費で支払っていない場合は、役員等に対して報酬を支払っていることになるので、**報酬基準自体も改定が必要**となります。

なお、「お車代」という名称に関わらず、**実費で判断**されますので、この点も留意が必要です。

また、**物品で支払う場合も報酬・料金等に含まれる**ので、源泉徴収義務が生じます。

公認会計士・税理士 森 智幸

公益法人 FAQ

問 V-6-②(役員に対する報酬等)

問: 理事に対するお車代も報酬に含めて支給基準に盛り込むことが必要でしょうか。

答: 理事、監事、評議員に対する報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当と定められていますので(公益法人認定法第5条第 13 号)、理事に対するお車代は、交通費実費相当額を支給する場合は、報酬等には該当しません。

社会福祉法人制度改革 Q&A

経営組織	報酬	問154	交通費は支給基準を定める必要がある報酬に含まれるのか。	1. 交通費の実費相当分は報酬に含まれない。なお、名称(「車代」等)にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の対象とする必要がある。
------	----	------	-----------------------------	--

役員等報酬規程に基づく業務報酬の遡り支給と時効期間

Q: 未払い役員報酬として遡り支給を行うとした場合の「時効」については、商法 522 条の商事債権として「時効期間 5 年」と考えることは適切か。

A: 一般に会社の取締役の報酬が商事債権として短期消滅時効にかかるのは、商行為を委任する商事委任だからです。

株式会社の行為は全て商行為なので、取締役への委任は商事委任です。

一方、社会福祉法人は、商人ではありません。理事の報酬は、やはり委任契約によるものですが、法人が商人でなく、法人の行為が商行為ではない以上、理事への委任も商事委任ではありません。そのため、理事の報酬もまた商事債権にならず、5年の短期消滅時効にかからないと考えます。10年ではないでしょうか。

弁護士 上野 格

※消滅時効とは、一定期間の経過によって権利を消滅させるという制度です。権利の内容によっては、10 年よりも短い期間で消滅時効が完成するものがあります。これを「短期消滅時効」という。

※民法 167 条 = 債権は 10 年、それ以外の財産権(ただし所有権を除く)は 20 年の時効期間が経過すると消滅する。